

第Ⅲ期学ぶ力向上滋賀プラン

～ 第4期滋賀県教育振興基本計画を推進するために ～

令和6年（2024年）2月6日

滋賀県教育委員会

目 次

○ はじめに	2
I 計画の枠組	3
1 プランの目標	
2 プランの位置づけ	
3 計画期間	
II プランの主な取組	4
1 取組の3つの視点	
2 各視点における重点的な取組	
(1) 視点1 子どもたちが主体の授業づくり	
(2) 視点2 学びを支え合う集団づくり	
(3) 視点3 協働して取り組む学校づくり	
III プランを着実に推進するために	11
1 「我が校の学ぶ力向上策」について	
2 県教育委員会の学校訪問等による支援について	
3 学校園、家庭・地域、市町教育委員会、県教育委員会の取組について	
<資料編>	13
1 用語の説明	
2 参考となる手引き等（滋賀県教育委員会作成）	

○ はじめに

【これまでの取組の成果と課題】

県教育委員会では、「第Ⅱ期学ぶ力向上滋賀プラン」を平成31年（2019年）3月に策定し、県内の小中学校および義務教育学校等を中心に、「読み解く力」の育成に重点をおいた3つの視点（学びを実感できる授業づくり、学ぶ意欲を引き出す学習集団づくり、子どものために一丸となって取り組む学校づくり）による「学ぶ力」を高める取組を推進してきました。

これまでの「読み解く力」の育成の取組から、情報を読み取り、分析したり整理したりすることができている子どもや、話し合い活動による自分の考えの深まりや広がりを感じる子ども、授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自ら取り組んでいる子どもが増えるなど、一定の成果がみられています。また、「先生が自分のよいところを認めてくれている」と感じる子どもが増えていることから、教職員が子ども一人ひとりのよい点を評価するようにしていることなどについて、各校において「3つの視点」に係る取組が進められています。

一方で、基礎的・基本的な知識・技能の定着や自分の考えをまとめ記述することや、子どもたちの読書習慣の定着、主体的に学びに向かうこと等について、依然として課題が見られ、改善に向けた取組が引き続き求められます。

【第Ⅲ期学ぶ力向上滋賀プラン策定の趣旨】

本県の教育を取り巻く状況への対応や教育課題の解決に向けて「第Ⅲ期学ぶ力向上滋賀プラン」を策定することとしました。

「第Ⅲ期学ぶ力向上滋賀プラン」では、「夢と生きる力を育むために、子どもたちの主体的な活動を通して、学ぶ力を高める」ことを目標とし、「**視点1**子どもたちが主体の授業づくり」「**視点2**学びを支え合う集団づくり」「**視点3**協働して取り組む学校づくり」の3つの視点の内容を焦点化した取組を進めます。取組の中には、「読み解く力」の育成とともに、ICT環境を効果的に活用した学習や学校図書館の活用の充実を図るなど、具体的な内容を示すことで、全校体制で「学ぶ力」向上に向けた課題や取組を共通理解・共通実践し、保護者、地域等と連携を深めながら推進していただきたいと考えています。

また、子どもたちの「学ぶ力」を高め、「夢と生きる力」を育むためには、幼保小接続や小中接続等の校種を越えた一貫した取組が重要です。幼稚園等や高等学校においては小中学校等との連続性をふまえて本プランの内容を共有し、特別支援学校においては小中学校等との学びの関連を意識して、各校園の実情に応じた取組を進めていただきますようお願いします。

I 計画の枠組

1 プランの目標

夢と生きる力を育むために、子どもたちの主体的な活動を通して、学ぶ力を高める。

2 プランの位置づけ

- 「滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）」を上位計画とし、主に「柱Ⅰ 夢と生きる力を育む」の内容を推進する計画。
- 主に、県内の幼稚園等・小中学校等の、子どもたち一人ひとりの「学ぶ力」を高めるための方針となるもの。
- 学校・家庭・地域が、課題や目標等を共有し、連携して取り組むための参考となるもの。

3 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)【5年間】

※ 必要に応じ、プランの見直しを行う。

【資料】

・「夢と生きる力」と「学ぶ力」

「夢と生きる力」は、知・徳・体などを基盤として、夢をもって豊かな人生を送ろうとする力です。また、「学ぶ力」は、知・徳・体などを身に付けるとともに、生涯にわたって自ら向上しようとする力です。

・「読み解く力」（P13参照）

「読み解く力」には、文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情から、相手の意図や思いを読み解き理解する力の2つの側面があるものと捉えています。

そして、その両面から目的意識をもって「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて（自分と結び付けて）整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」というプロセスを、どの発達段階においても意識して「読み解く力」を育成するとともに、その過程においては、自分のまとめたことや考えたことを表現する力の育成を同時に進めていくことが大切であると考えています。

Ⅱ プランの主な取組

1 取組の3つの視点

本プランの目標の達成に向けて、まずは、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図り、以下の3つの視点から「学ぶ力」を高める取組を推進します。

視点1 子どもたちが主体の授業づくり

子ども一人ひとりの学力や学習の状況を把握し、主体的・対話的で深い学びを通して、子どもが学びを実感できる授業づくりを推進します。

視点2 学びを支え合う集団づくり

子どもたちが「安全・安心」を実感し、互いを認め合える集団づくりを推進します。

視点3 協働して取り組む学校づくり

全ての教職員が、各校における「学ぶ力」向上に向けた課題や具体的な取組を共有し、学校全体で組織的に実践する取組を推進します。

※ 「視点1 子どもたちが主体の授業づくり」を進めるためには、互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れる「視点2 学びを支え合う集団づくり」が大切です。

また、視点1や視点2に効果的に取り組むためには、各校の課題や具体的な取組について、全ての教職員が共有し、学校全体で組織的に実践する「視点3 協働して取り組む学校づくり」が重要です。

2 各視点における重点的な取組

(1) 視点1 子どもたちが主体の授業づくり

子ども一人ひとりの学力や学習の状況を把握し、主体的・対話的で深い学びを通して、子どもが学びを実感できる授業づくりを推進します。

◆ 基礎的・基本的な知識や技能の定着を図る取組の充実

- 一人ひとりの特性や学習進度等に応じた指導の充実
- ・ 子ども一人ひとりの学びの状況を的確に把握する。

- ・ 補充学習教材にデジタル教材等を活用し、つまづいた箇所を繰り返し学んだり、自分の興味・関心に応じて様々な知識を身に付けたりする機会を提供する。

○ 言語環境の整備と、各教科等の特質に応じた言語活動の充実

- ・ 言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等の特質に応じて言語活動の充実を図る。
- ・ 子どもたちの豊かな表現力につながるよう、学校生活全体において、教職員は適切な言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くよう心がける。
- ・ 校内の掲示物やポスター、配付する印刷物における用語や文字、教職員と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉等が、適切に用いられているような言語環境をつくる。

◆ 「読み解く力」の視点を踏まえた、主体的・対話的で深い学びの実現

○ 「読み解く力」の視点を踏まえた授業づくりの充実

- ・ 子どもが学習の目的意識や見通しをもてるよう、知識を再構築した子どもの姿を具体的にイメージし、単元を構想する。
- ・ 子ども自身が必要な情報を分析したり整理したりできるような学習展開を計画し、知識の再構築に向けて授業をコーディネートする。
- ・ 自分で考える時間や話し合いの場を設定することで、多様な意見を共有できるようにする。
- ・ まとめや振り返りの時間を確保し、子ども自身が学んだことを自分の言葉で整理できるようにする。
- ・ どの教科においても、学んだことを基に自分の考えを深め、記述したり表現したりする指導を充実する。

○ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・ 子どもの興味・関心に応じて、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなど、子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会の充実を図る。
- ・ 課題を深く考察する機会を設けるなど、子どもが自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する学習の充実を図る。
- ・ 一人ひとりの学びの状況に応じた課題の提供や意見交流、プレゼンテーションの充実を図るために、1人1台端末を効果的に活用する。

- 学校図書館等を効果的に活用することによる読書活動の充実と習慣化
 - ・ 入学時や進級時にオリエンテーションを行うなど、子どもたちに学校図書館等の活用を意識付ける。
 - ・ 子どもたちの「読み解く力」の育成を進めるためにも、図書や新聞を活用したり、関連資料や学習成果物を掲示したりするなど、学校図書館等の機能を生かした授業を実践する。
 - ・ 各教科、総合的な学習の時間等との関連を重視した学校図書館の活用計画を作成するなど、読書活動の充実を図る。
 - ・ 学校司書等との連携を図りながら、読書に対する興味・関心を高める読み聞かせやブックトーク等に取り組み、読書に親しむ習慣づくりを推進する。

- 1人1台端末等を効果的に用いた情報活用能力の育成
 - ・ 情報活用能力の育成に関連のある単元や学習内容を整理し、発達段階に応じた学習を計画的に進める。
 - ・ 問題解決的な学習や探究活動におけるICTの利用など、授業において情報および情報手段を適切かつ効果的に活用できる場面を設定する。
 - ・ 各教科との関連を図りながら、発達段階に応じたプログラミング的思考の育成につながる学習を計画的に行う。
 - ・ 情報を安全・安心に利活用することや、著作権や肖像権および知的財産権等に関して高い意識をもって情報を取り扱うことができるよう、情報モラルの育成の充実を図る。
 - ・ 生成AIについては、利用規約を遵守し、子どもの発達段階や実態を踏まえ、教育活動において効果的な学びが期待できる場面について利用する。
 - ・ 子どもたちが情報活用能力を効果的に身に付けるよう、教職員が園校種間連携を踏まえた年間指導計画を作成するなど、系統的に育成を図る。

(2) 視点2 学びを支え合う集団づくり

子どもたちが「安全・安心」を実感し、互いを認め合える集団づくりを推進します。

◆ 生徒指導の実践上の視点を意識した集団づくり

- 共感的な人間関係の育成と安全・安心な風土の醸成
 - ・ 多様な意見を認め合う雰囲気をつくる。

- ・ 自分とは違う意見や考えについて、相手の立場に立って理解するよう促す。
- ・ 子どもたち自身が規範意識を高めるような取組を行うことで、学級のよりよい雰囲気づくりを心がける。

○ 自己存在感の感受の促進と自己決定の場の提供

- ・ 机間指導で励ましたり、がんばりを認めたり、よさを褒めたりする。
- ・ 一人ひとりの発表内容を共感的に受け止め、評価する。
- ・ 子ども一人ひとりが学習目標を立てたり、調べ方等を自分で考えたりするなど、自ら考え、選択し、決定する（発表する、制作する等）場面を設定する。

○ 子どもたちが自主的、実践的に取り組む特別活動の充実

- ・ 学級活動や児童会・生徒会活動においては、課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践し、振り返る活動を行う。
- ・ 子ども一人ひとりが、学級のよりよい生活づくりに貢献できるよう、日直当番や係活動など自分の役割をもち、自主的・実践的に取り組めるようにする。
- ・ 児童会・生徒会活動を充実させ、子どもが主権者として積極的に社会参画する力の素地を養う。
- ・ 児童会・生徒会等が主催する異年齢交流活動などにおいて、学年や学級が異なる児童や生徒と共に楽しくふれ合い、交流を図ることで、相互理解を深め、互いに尊重し合えるような人間関係を形成できるようにする。
- ・ 学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容などのアイデアについて話し合い、努力して改善が図られるようにする自治的な取組を充実させる。

◆ 多様性を認め、思いやりの心を育む道德教育の推進

○ 「考え、議論する道德」に向けた授業の改善

- ・ 自己を見つめ、多面的・多角的に考える学習となるよう発問を設定する。
- ・ 価値観の違いを認め合い、考えを交流できるよう指導方法の工夫を行う。
- ・ 道德の公開授業を積極的に行うとともに、家庭や地域に発信し連携して道德性を育む。

◆ 地域に根ざした体験活動を通じた、豊かな人間性を育み人間関係を築く取組の充実

○ 滋賀の自然・歴史・文化に親しむ体験活動の充実

- ・ 地域や学校の環境を生かし、子どもたちが感動したり、驚いたりしながら、実際の生活や社会、自然の在り方について学ぶ機会をつくる。
- ・ 体験活動を通して、友達と協力して1つのことをやり遂げる経験ができるようにする。
- ・ 「うみのこ」「やまのこ」等の体験が生きる事前事後学習を行う。

○ 将来の自己実現につながるキャリア教育の推進

- ・ キャリア・パスポートを用いて、子どもが自身の変容や成長を自己評価できる場を設定する。
- ・ 身近な地域の方の話を聞く中で、働くことの意義や尊さに気付いたり、ボランティア活動で得られるものについて学んだりすることで、社会参画の大切さを考える機会を設定する。
- ・ 小学校での社会見学や体験活動、中学校での職業調べや職場体験活動（中学生チャレンジウィーク）など、働くことや職業に関する学習活動を生かし自己の将来を考える機会を設定する。

(3) **視点3** 協働して取り組む学校づくり

全ての教職員が、各校における「学ぶ力」向上に向けた課題や具体的な取組を共有し、学校全体で組織的に実践する取組を推進します。

◆ 「学ぶ力」向上の取組を共通理解・共通実践できる体制づくり

○ 管理職のリーダーシップによる組織マネジメントとアセスメントの充実

- ・ 学校における取組の推進組織を明確にし、全教職員が計画的・継続的に取り組む体制づくりを行う。
- ・ 全教職員が、学校教育目標や自校の課題について共通理解するとともに、主体的に課題解決に向けて取り組む。
- ・ 学校評価アンケートや全国学力・学習状況調査等の結果の分析により取組を検証し、改善すべき課題に対応する。
- ・ 子どもに付けたい力を明確にした上で校内研究を計画的に進め、その充実を図る。
- ・ 学校教育目標等の達成に向けて、PDCAサイクルにより継続的に取組を改善する。

- 地域社会の教育資源を生かしたカリキュラム・マネジメント
 - ・ 身近な地域の方を外部講師として招いて話を聞いたり、地域の特色あるまちづくりや伝統文化等を題材としたりして、地域への愛着と誇りを育む学習を推進する。
 - ・ 地域ボランティアの活用等、地域や保護者等の参画を得るとともに、子どもたちの社会参画を図りながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える環境をつくる。

- OJTによる効果的な校内研修体制の充実
 - ・ OJTが組織的・計画的に推進できるよう校内体制を整える。
 - ・ 教職員同士が学び合う機会として、校内研修や授業研究の充実を図る。

◆ 中学校区を単位とした取組の推進

- 園校種間連携・接続の推進
 - ・ 中学校の終わりまでに育ててほしい姿を意識し、校園長が連携の中心となって、各校園で系統的な取組を実施する。
 - ・ 中学校区の実態に応じて、各校園で取り組む共通実践内容を設定する。
 - ・ 各校園の教員が合同研修会等で実践を交流し、互いの保育力・指導力向上を図る。
 - ・ 各校園の教員が目指す子ども像を共有したうえで、保育・授業を参観し、互いの保育・教育内容を理解する。
 - ・ 幼稚園等と小学校が「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」を共有し、協働で「架け橋期のカリキュラム」を作成する。
 - ・ 小学校において、教科担任制の充実により、授業の質の向上を図るとともに中学校への円滑な接続を推進する。
 - ・ 小学校から中学校への円滑な接続のために、各教科の指導計画を交流するなど、系統的な学習の充実を図る。

- 基本的な生活習慣の定着にむけた取組の充実
 - ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」など、規則正しい基本的な生活習慣や主体的な生活態度を身に付けるため、家庭・地域と連携した取組を行う。

- 家庭等における子どもたちの主体的な学びにつながる取組の推進
 - ・ 学校での学びを踏まえた家庭学習の課題の出し方について、学校全体で共通理解・共通実践を図る。

- ・ 子どもが主体的に学習に取り組むために、「家庭学習の手引き」等を活用するなど、子どもたちに家庭での学習方法等について具体例を挙げながら紹介したり、家庭学習の計画を立てる指導を行ったりする時間を設ける。
- ・ スクリーンタイムの制限や家庭学習強化週間の設定等、家庭と連携した取組を行う。
- ・ 地域や学校の状況に応じ、家庭で読書に親しむ習慣づくりの取組を推進する。
- ・ 1人1台端末を利用して、動画やデジタル教科書、AIドリル等のデジタル教材を活用するなど、家庭学習の在り方を工夫する。

◆ 多様な学びの場と学校との連携の充実

- それぞれの児童生徒の状況に応じた学びの多様性について理解し、学びに向かう意欲に応える取組の充実
 - ・ 個々の学びに関わる多様な場と連携し、それぞれの子どもたちの学びの状況について把握する。
 - ・ 個々の学びに寄り添う姿勢をもち、学校と他の学びの場とともに児童生徒の学びを支援する。

Ⅲ プランを着実に推進するために

1 「我が校の学ぶ力向上策」について

学校や地域の状況を考慮しながら、本プランの目標や取組の視点等を踏まえて、県内の全ての小中学校および義務教育学校、市町教育委員会において実施計画（我が校の学ぶ力向上策・市町の学ぶ力向上策）を作成することにより、県全体で「学ぶ力」を高める取組を推進します。

- ・ 学校経営管理計画「1 学校経営管理全体計画（構想）」は、「我が校の学ぶ力向上策」と関連させながら作成します。
- ・ 学校評価においては、「我が校の学ぶ力向上策」の指標と関連した質問項目を含めて設定します。

2 県教育委員会の学校訪問等による支援について

- ・ 年度ごとに、「取組の重点」を作成・周知し、「第Ⅲ期学ぶ力向上滋賀プラン」の推進を図ります。
- ・ 県内小中学校等を、指導主事等が訪問し、各学校における授業改善、校内研究の推進について支援するとともに、教育課程の検証と改善について指導助言を行います。
- ・ 各学校のカリキュラム・マネジメントに基づく取組や、学校の課題に即した授業改善を支援し校内研究の活性化を促します。

3 学校園、市町教育委員会、県教育委員会の取組について

○ 学校園

<幼稚園・認定こども園・保育所>

- ・ 幼児期に育みたい資質・能力の具体的な姿としての「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、幼児が主体的に環境と関わり、充実感や満足感を味わえるよう、環境構成や援助を行いましょ。
- ・ 園と小学校が協働で「架け橋期のカリキュラム」を作成することを通して、持続的・発展的な幼保小接続を推進しましょ。
- ・ 園内外で学び合い、0歳からのつながりを意識し、保育・教育の質を高めましょ。
- ・ 幼稚園等で取り組んでいる内容を積極的に発信することで、家庭・地域と共に子どもを育みましょ。
- ・ 「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣の確立や、読み聞かせや本に親しむような取組を家庭・地域と連携して進めましょ。

<小中学校および義務教育学校>

- ・ 学校の状況を踏まえ、「学ぶ力向上策」の具体的な実施計画を作成し取組を推進しましょう。
- ・ 実施計画を校内で共有し、PDCAサイクルにより組織的に取り組みましょう。
- ・ 全国学力・学習状況調査や学校評価等のアンケート調査の結果分析を学校の取組に生かすとともに、取組内容を、家庭・地域に積極的に発信しましょう。
- ・ 幼稚園等、小学校・中学校等の教員との合同研修会を実施し、幼保小接続・小中接続の取組を推進しましょう。
- ・ 子どもたちが基本的な生活習慣や主体的な生活態度、学習習慣を身に付けるため、家庭・地域と連携した取組を行いましょう。

○ 市町教育委員会

- ・ 本プランの内容等を踏まえ、各地域の状況に合わせて、市町教育委員会の「学ぶ力向上策」の実施計画を作成し取組を推進しましょう。
- ・ 学校訪問等を通じて、各校園での取組への計画的、継続的な支援を行いましょう。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果を分析し、地域内の学校の成果と課題を明らかにするとともに、これまでの取組を検証し、改善に向けた研修会を実施するなど、「学ぶ力」の更なる向上に取り組みましょう。

○ 県教育委員会

- ・ 本プランの目標の達成状況を把握するため、毎年点検・評価を行います。
- ・ 全国学力・学習状況調査や児童生徒の個々の伸びを経年で測定できる調査、アンケート調査等の結果を分析し、県内の児童生徒の状況を把握するとともに、これまでの取組の成果と課題を明らかにし、今後の取組の方向性を示します。
- ・ 指導主事等が学校訪問等を通じて指導助言を行い、各校園の取組を計画的、継続的に支援します。
- ・ 様々な校園の好事例を収集し、事例集等を作成し普及に努めます。
- ・ 本プランの取組について、ホームページや広報誌等により、家庭・地域に積極的に情報を発信します。

<資料編>

1 用語の説明

○ 「学ぶ力」と「生きる力」

「学ぶ力」とは、学力を主体的に獲得していくための豊かな人間性や人間関係を築く力、学ぶ意欲を支える自尊感情、主体的に学ぶ姿勢、学び方、学習規範、学びを支える体力、規則正しい生活など、「生きる力」（「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」）を支える力と捉えている。

【「第Ⅱ期学ぶ力向上滋賀プラン」より作成】

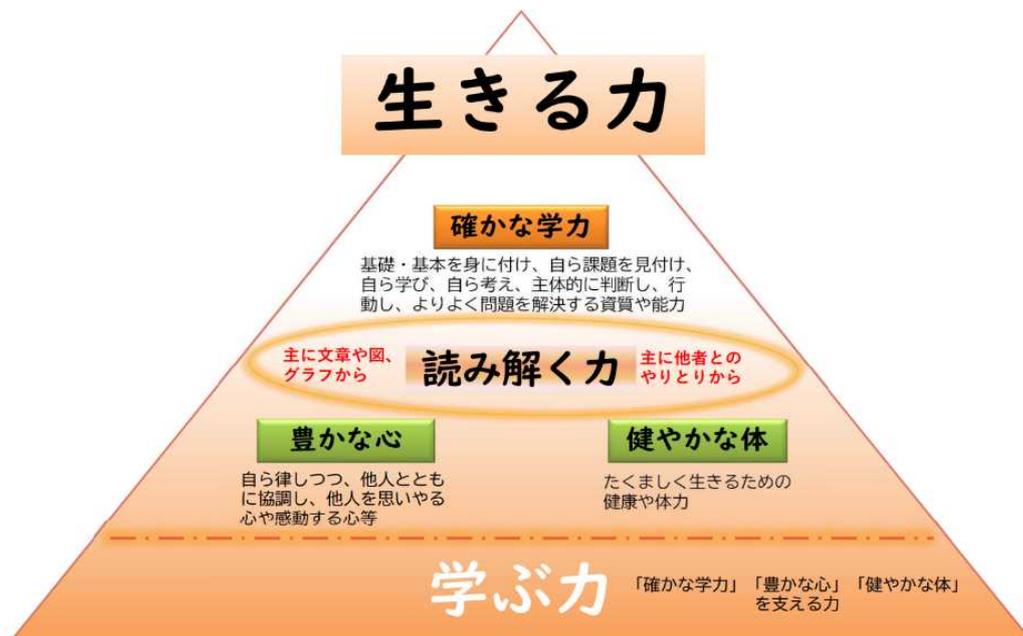


図1 「学ぶ力」と「生きる力」

○ 「読み解く力」

「読み解く力」には、文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情から、相手の意図や思いを読み解き理解する力の2つの側面があるものと捉えている。そして、その両面から「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて（自分と結び付けて）整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」というプロセスを、どの発達段階においても意識して「読み解く力」を育成するとともに、その過程においては、自分のまとめたことや考えたことを表現する力の育成を同時に進めていくことが大切であると考えている。

【「第Ⅱ期学ぶ力向上滋賀プラン」より作成】



図2 「読み解く力」のイメージ

○ 「言語活動の充実」

言語活動について、学習指導要領総則では、「各学校において学校生活全体における言語環境を整えるとともに、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること」と示されています。また、読書についても、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に合うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つです。

【学習指導要領総則解説 平成29年7月 文部科学省より抜粋】

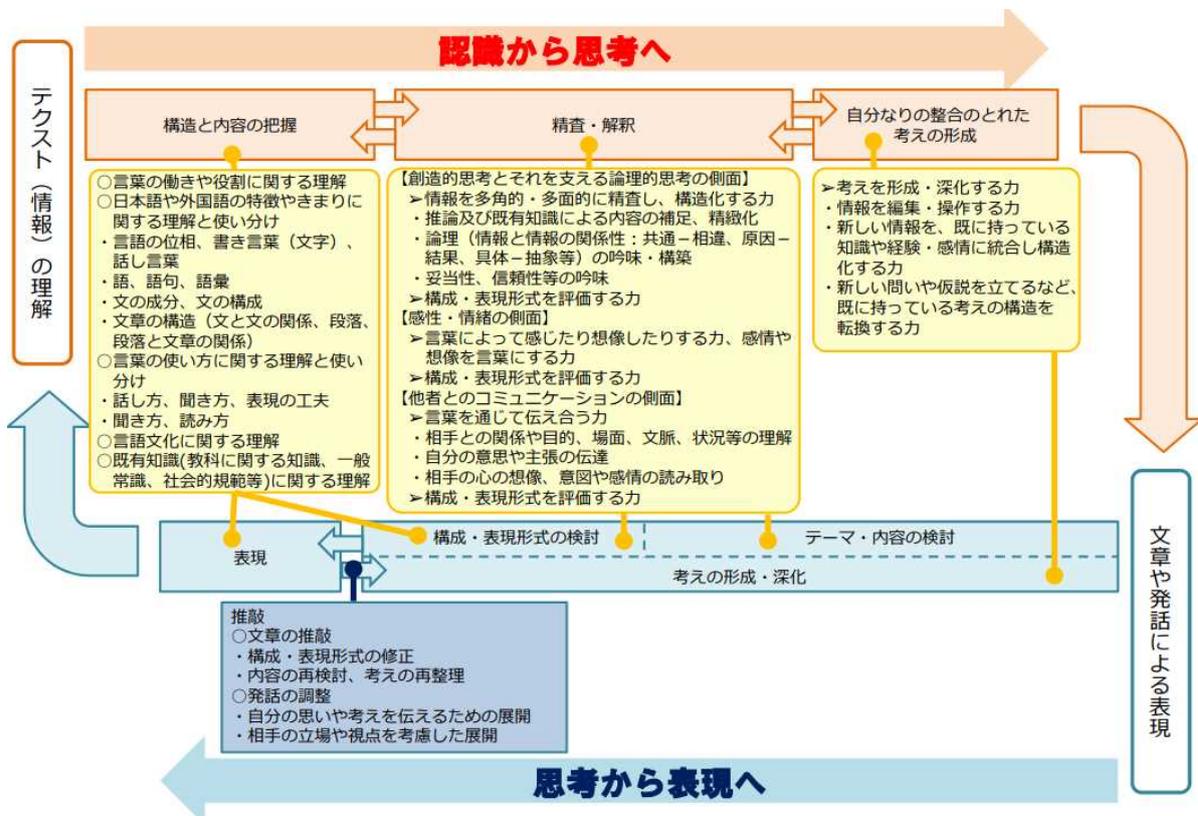


図3 言語能力を構成する資質・能力が働く過程のイメージ
 言語能力の向上に関する特別チームにおける審議の取りまとめ（報告）
 平成28年8月 文部科学省より抜粋

○ 「体験活動の充実」

体験活動については、学習指導要領総則では、「児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること」と示されており、「学びに向かう力、人間性等」を育む観点からも、体験活動の充実が重要です。

【学習指導要領総則解説 平成29年7月 文部科学省より抜粋】

○ 「個別最適な学びと協働的な学び」

令和3年中央教育審議会において、『新たに学校における基盤的なツールとなるICTも最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められる』と示されました。

「個別最適な学び」では、教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」と、教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」が必要であるとされています。

また、探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することが求められています。

【学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料 令和3年3月 文部科学省より抜粋】

○ 「情報活用能力」

情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校のカリキュラム・マネジメントの実現を通じて育成することとされています。

また、具体的に「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである【学習指導要領 平成29・30年告示（第1章 第2の2（1））より抜粋】」とされています。

○ 「生徒指導の実践上の視点」

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。以下に、その際に留意する実践上の視点を示します。

- (1) 自己存在感の感受
- (2) 共感的な人間関係の育成
- (3) 自己決定の場の提供
- (4) 安全・安心な風土の醸成

【生徒指導提要 令和4年12月 文部科学省より抜粋】

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10）」

子どもに資質・能力が育まれている具体的な姿です。主に5歳児後半に見られる姿とされていますが、その時期に突然現れるものではありません。0歳児から大学教育まで（大人まで）、一人ひとりの発達に応じて育まれていきます。

以下に、「10の姿」についての考え方を示します。

- ・到達目標ではなく、方向目標であること
- ・1項目ずつ取り出して指導したり、評価したりするものではないこと
- ・全ての子どもに同じように見られるものではないこと
- ・それぞれの時期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、見られる姿であること

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（1）健康な心と体（2）自立心（3）協同性（4）道徳性・規範意識の芽生え（5）社会生活との関わり（6）思考力の芽生え（7）自然とのかかわり・生命尊重（8）数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚（9）言葉による伝え合い（10）豊かな感性と表現」

【幼稚園教育要領（平成29年3月 文部科学省）、保育所保育指針（平成29年3月 厚生労働省）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月内閣府文部科学省、厚生労働省）より抜粋】

2 参考となる手引き等(滋賀県教育委員会作成)

- 「ICT活用ガイドブック～1人1台端末による学びの質の向上に向けて～」
令和5年12月 幼小中教育課

児童生徒が1人1台端末を活用することで、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実を図るとともに、教員がICTを効果的に活用して指導できるための取組事例等を紹介しています。



- 「家庭学習の手引き（自ら学びに向かう子どもの育成を目指して～学校と家庭を結ぶ学びの充実に向けて～）」令和5年12月 幼小中教育課

家庭学習について、特に、子どもの主体性を引き出すことや、学校が家庭・地域と連携しながら子どもの成長を促すための取組例等を紹介しています。



- 「学びに向かう力推進事業・幼保小の架け橋プログラム事業」令和5年3月
幼小中教育課

保育・授業の質を向上させ、子どもの育ちをどのようにつないでいくかについて研究された指定校園の取組事例を紹介しています。



- 「幼保小架け橋ガイドブック」令和5年3月 幼小中教育課

本ガイドブックでは、幼保小接続が形骸化することなく持続的、発展的な仕組みとなるヒントについて紹介しています。



- 「学ぶ力」の向上につながる学校や市町の実践事例 令和5年3月
幼小中教育課

子どもたちの「学ぶ力」の向上に向けて、「学ぶ力向上滋賀プラン」の3つの視点において効果を上げている学校や市町実践事例、「学ぶ力検証モデル事業」、「学びのステップアップ調査CBT化事業」の取組事例について紹介しています。



- 「習熟度別少人数指導の手引き」令和5年3月 幼小中教育課

学習集団の分け方や習熟度別授業の進め方、習熟度別指導を効果的に進めるための具体的な手立て等や実践事例について紹介しています。



- 「道徳教育振興だより」令和5年3月 幼小中教育課

子どもたちの「学ぶ力」の向上に向けて、道徳科の授業の取組を効果的に実践されている学校を紹介しています。

